

会 員 各 位

群馬土地家屋調査士会  
会 長 新井 清史  
業務部長 徳江 正幸



## 業務に関する事務連絡

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当会業務部では、定期的に前橋地方法務局（本局）と土地家屋調査士業務に関する事務打合せ会議を行っております。その中で法務局から次のとおり要請がありましたので、お知らせします。

### <登記申請について>

次のような誤りが散見されます。申請の際、再度確認をしてください。

（散見される例）

#### (1) 調査士報告方式

- ・添付書類の電子認証漏れ
- ・調査士報告方式に承諾書（抵当権消滅承諾書など）が含まれている
- ・押印書類の印影が薄い
- ・地形図の不足

#### (2) オンライン申請

- ・分筆登記で新設土地が既存欄で入力されている  
（紙申請時の記入方法と同じような入力になっている）

#### (3) 申請全般

- ・調査素図がない。  
（正確な内容把握のため、可能な限り調査素図の提供をお願いします）
- ・写真の撮影位置不明。（撮影位置が分かる資料の提供をお願いします）
- ・合筆については制限事項の確認が不十分。  
（登記名義人住所や担保権の受付番号等も確認してください）

### <登記に関する照会について>

以前からお願いしていますが、登記照会に当たっては、概要とともに相談者の見解やその根拠を明らかにし、参考資料があれば添付の上、法務局へ照会してください。

なお、事前審査はできないので、登記の実行を約束することはできません。

いわゆる丸投げで登記が可能かの判断を求める照会など、照会する事項や検討するポイントが明確でない事案は対応できない場合があります。

### <地積測量図について>

地積測量図作成の際に公共座標を使用した場合は、三角点等の公共基準点を忘れずに記載してください。